

「国土交通ホットラインステーション」について

	現 状	設 置 後
1．本省内の行政上の相談窓口	○ 相談窓口が分かれている 5 階：広報課 3 階：総合政策局交通消費者行政課 2 階：大臣官房監察官	○ 新たに「国土交通ホットラインステーション」を本省に設置し、一元的に対応
2．担当者	○ 指名された担当者が、通常業務の一部として実施	○ 本省内全ての局等の協力のもと、相当数の職員を「ホットライン担当者」に指名 ○ 「ホットラインステーション」には輪番で「ホットライン担当者」を常時配置し、業務に専従
3．表示	○ 玄関口及び廊下プレートで小さく表示	○ 訪問者が瞬時に場所がわかるように、大きく案内表示を実施
4．P R	○ 相談窓口の積極的な P R が不足	○ この体制について H P、機関紙等で積極的に P R